

訪問看護サービス契約書

社会福祉法人いたるセンター

いたる訪問看護ステーション

「指定訪問看護」重要事項説明書

2020年4月1日 現在	2021年1月18日 改訂	2021年7月1日 改訂
2022年4月1日 改訂	2022年12月1日 改訂	2023年4月1日 改訂
2023年7月25日 改訂	2024年1月4日 改訂	2024年4月20日 改訂
2024年10月1日 改訂	2025年1月1日 改訂	

社会福祉法人いたるセンター いたる訪問看護ステーション

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第8条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人いたるセンター
所在地	東京都杉並区天沼1-15-18
代表者	理事長 谷山 勝崇
電話番号	03-3392-7346

2. 事業所概要

事業所名称	いたる訪問看護ステーション
所在地	東京都杉並区阿佐谷北2-32-1
管理者	石川 順子
電話番号	03-6279-9350
介護保険事業所番号	1361590548
医療機関コード	7393374

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的：

社会福祉法人いたるセンターが開設する指定訪問看護ステーション いたる訪問看護ステーションは、介護保険法および健康保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

運営方針：

- ・ いたる訪問看護ステーションは、利用者が要支援及び要介護状態になった場合または療養の給付が必要になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持向上を目指します。
- ・ いたる訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ・ 訪問看護の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職種		常 勤		非常勤		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者			1			訪問看護師兼務
訪問看護師	看護師	1	1	1	1	管理者兼務1名
	准看護師	1				
作業療法士・理学療法士		1				
事務			1			

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日、祝日 日曜日・夏季・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6. 通常の実施の地域

杉並区 中野区 三鷹市 世田谷区 練馬区 その他の地域

※詳細については、お問い合わせください。

7. 提供するサービス

- 1) サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、または安楽な療養生活の維持継続を目的として適切にサービスを提供します。
- 2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問してください。
- 3) サービス提供にあたっては、(介護予防)訪問看護計画書及び訪問看護指示書に基づき、利用者の機能回復を図るよう適切に実施いたします。
- 4) 提供した訪問看護に関しては、訪問看護記録に記載して開示請求時には適切に開示いたします。
- 5) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- 6) 当事業所は主治医に対し、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出します。

8. 利用料の支払について

契約者は、別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を翌月末日までに、下記の いずれかの方法でお支払いください。

- 1) 現金での支払い
- 2) 指定口座への振込み (みずほ銀行(0001) 阿佐ヶ谷支店(529) 普通口座 1089625)
- 3) 金融機関口座からの自動引落とし (リコーリース株式会社、収納代行会社：三菱UFJファクター株式会社)

9. 利用の中止、変更・キャンセル、追加

- 1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。
- 2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の移動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。
- 3) キャンセル料
 - ・ご利用の前営業日の17時までにご連絡を頂いた場合 無料
 - ・ご利用の前営業日の17時までにご連絡なかった場合 定める料金の50%※ご利用者様のご都合によりサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料をいただきます。キャンセルされる場合は、至急事業所までご連絡ください。
- 4) 解約料 利用者はいつでも契約を解約でき、一切料金はかかりません。

10. サービス実施時の留意事項

- 1) 定められた業務以外の禁止
訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- 2) 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令
訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- 3) 備品等の使用
訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

11. 緊急時における対応について

- 1) 事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- 2) 管理者は、市区町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12. 苦情処理体制について

本法人では、社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員について

- 苦情受付担当者（窓口） いたる訪問看護ステーション：管理者 石川 順子
- 苦情解決責任者 サポートウイズ：マネジャー 林 平
- 事業所連絡先 03-6279-9350
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30
- 第三者委員 前田 康彦（特定社会保険労務士・メンタルヘルス法務責任者）
[連絡先] 090-5443-1899

2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

(ア) 第三者委員による苦情内容の確認

(イ) 第三者委員による解決策の調整、助言

(ウ) 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 他機関の紹介

⑤ 本法人で解決できない苦情は、以下の機関に申し立てることができます。

対象地域	担当部署	住所	連絡先
杉並区	保健福祉サービス苦情調整委員	杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111 (内 1335・1336)
世田谷区	保健福祉課 地域支援担当 (砧総合支所 管内)	世田谷区成城6-2-1 (砧総合支所)	03-3482-8193
練馬区	保健福祉サービス苦情調整委員	練馬区豊玉北6-12-1 西庁舎3階	03-3993-1344 chousei@smile.ocn.ne.jp
中野区	介護・高齢者支援課介護事業者係	中野区中野4-8-1	03-3228-8878
三鷹市	健康福祉部 介護保険課 介護事業者指導係	三鷹市野崎1-1-1	0422-29-8095

その他

- 福祉サービス運営適正化委員会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 TEL03-5283-7020
- 国民健康保険連合会 苦情相談窓口
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 TEL03-6238-0177

1.3. 虐待防止に関する事項

- 1) 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。
- 2) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

のとする。)を年1回以上開催し、虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等を行うとともに、その内容については従業者に周知徹底する。

- 3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上は開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 4) 苦情解決体制を整備する。
- 5) 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 6) 訪問看護等の提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

1 4. 身体拘束の禁止

- 1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3) 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (ア) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (ウ) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

1 5. 業務継続計画の策定等

- 1) ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 6. 利用料金及び具体的なサービス内容(介護保険、医療保険)

「重要事項説明書別紙」をご参照ください。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、契約書・事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

いたる訪問看護ステーション

印

私は、本書面に基づいて上記職員から訪問看護サービスについての重要事項について説明を受け、訪問看護の提供開始に同意しました。

契 約 者

印

代 理 人

印

(続柄)

指定(介護予防)訪問看護重要事項説明書【別紙】

2024年6月1日現在

○サービス内容

・ 症状、障害の観察 ・ 清拭、洗髪等による清潔保持 ・ 褥瘡の予防、処置・カテーテル等の管理 ・ リハビリテーション ・ その他医師の指示による診療の補助	・ ターミナルケア(介護予防訪問看護での提供はありません) ・ 認知症患者の看護 ・ 療養生活や介護方法の指導 ・ 食事、排泄等の日常生活の世話
--	--

○利用料金

※目安の金額となります。実際は単位数の合計から料金を計算するため、数円の誤差が生じる場合があります。

●介護保険サービス利用の場合

- ・ 基本的な利用料金

	訪問看護（基本料金）				介護予防訪問看護（基本料金）			
訪問時間	単位数	自己負担分／回			単位数	自己負担分／回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満（＊算定要件あり）	314単位	358円	716円	1,074円	303単位	346円	691円	1,037円
30分未満	471単位	537円	1,074円	1,611円	451単位	515円	1,029円	1,543円
30分以上60分未満	823単位	939円	1,877円	2,815円	794単位	906円	1,811円	2,716円
60分以上90分未満	1,128単位	1,286円	2,572円	3,858円	1,090単位	1,243円	2,486円	3,728円
理学療法士等の場合1回20分	294単位	336円	671円	1,006円	284単位	324円	648円	972円

※サービス提供体制強化加算は含みません。

- ・ その他の利用料金

項目	内容	単位数	自己負担分		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（月1回）	必要に応じての緊急訪問対応契約	600単位	684円	1,368円	2,052円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（月1回）	必要に応じての緊急訪問対応契約	574単位	654円	1,308円	1,963円
特別管理加算（Ⅰ）（月1回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等	500単位	570円	1,140円	1,710円
特別管理加算（Ⅱ）（月1回）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位	285円	570円	855円
複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 30分未満	254単位	290円	579円	868円
	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合 30分以上	402単位	459円	917円	1,374円
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分以上超えた場合	300単位	342円	684円	1,026円
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	3単位	4円	7円	11円

ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2,500単位	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算（Ⅰ）	病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350単位	399円	798円	1,197円
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300単位	342円	684円	1,026円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600単位	684円	1,368円	2,052円
看護・介護職員連携強化加算（月1回）	たんの吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250単位	285円	570円	855円
看護体制強化加算（Ⅰ）	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価、基準に適合している場合	550単位	627円	1,254円	1,881円
看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	228円	456円	684円
看護体制強化加算（予防訪問看護）		100単位	114円	228円	342円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時		単位数の25%		
深夜加算	22時～6時		単位数の50%		
専門管理加算	緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250単位	285円	570円	855円
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50単位	57円	114円	171円

- ・介護保険外自己負担額
 - ・通常の実施地域(杉並区他)外への訪問看護…1kmあたり100円。緊急訪問にかかる交通費は実費
 - ・死後処置料…12,000円(ご自宅を訪問して、死後の処置を看護師が行った場合)

●医療保険サービス利用の場合

項目	内容	自己負担分		
		1割	2割	3割
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3日まで	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	655円	1,310円	1,965円
管理療養費	月の初日	767円	1,534円	2,301円
	月の2日目以降:管理療養費1/管理療養費2	300円/250円	600円/500円	900円/750円
24時間対応体制加算（月1回）	（イ）24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組みが行われている	680円	1,360円	2,040円
緊急訪問看護加算（月1回）	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合 月14日目まで	265円	530円	795円
夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時・18時～22時	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時～6時	420円	840円	1,260円

長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とする利用者は週1回、15歳未満の超重症児・準超重症児、15歳未満の医療的ケア児は週3回	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	週 1 回 1日に1回	450円	900円	1,350円
* 看護師等と同時（看護師、保健師、理学・作業療法士） 週3日を限度	週2～3回 1日に 1 回	300円	600円	900円
	1日に2回	600円	1,200円	1,800円
	1日に3回以上	1,000円	2,000円	3,000円
難病複数回訪問加算	1日につき	450円	900円	1,350円
	1日3回以上訪問の場合	800円	1,600円	2,400円
乳幼児加算(6歳未満)	(1日につき) (イ) 6歳未満乳幼児/ (ロ) 6歳未満かつ超重症児、準超重症児	130円/180円	260円/360円	390円/540円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	特別管理加算対象の方の場合追加加算	200円	400円	600円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合	600円	1,200円	1,800円
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・その家族に対して指導を行った場合	300円	600円	900円

・医療保険外自己負担額

・交通費

往復 10km未満 …200円

往復 10km以上20km未満 …300円

往復 20km以上30km未満 …400円

往復 30km以上 …500円

※自家用車(タクシー)を使用した場合、また夜間や緊急時の場合の交通費は実費

その他、適応となる加算については、適時説明・同意をいただきます。